

不育症検査申請手続きフローチャート

YES →
NO →

チェックリスト

(すべての項目に当てはまる方が助成対象です)

1. チェックリストで確認

- 夫婦または妻が不育症のリスク因子を特定するために医師が必要と認めた一連の検査を受けている
- 2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある、又は医師から不育症の判断がある
- 富士見市に夫婦の双方または一方の住民票がある
- 埼玉県内他の市町村で不育症検査助成を受けていない
- 不育症検査開始時の妻の年齢が43歳未満
- 検査開始日から終了日までの期間が1年未満である(1年を超える部分は助成対象外)
- 検査は指定医療機関または助成対象医療機関で受けている(ただし、夫の検査については指定医療機関と連携する泌尿器科医師が行うものも含む)
- 特定不妊治療の一環として受ける検査でないこと
- 不育症検査終了日から60日以内に申請できること

ご夫婦で受けた
不育症検査に
2万円まで

助成します

(1,000円未満は切り捨て)

不妊検査申請対象外です

ご不明な点は子ども未来応援センター
までお問い合わせください

TEL **049-252-3773**

2. 医療機関に依頼

検査実施証明書(医療機関に記入を依頼してください)
ホームページ内よりダウンロードしてご利用ください

実施証明書の検査期間、患者負担(領収)額とお手元の領収書の金額が合っているかご確認ください

ご不明な点は医療機関に
ご確認ください

3. 申請書・請求書を記入

交付申請書・交付請求書

ホームページ内よりダウンロードしてご利用ください
※記入例を参照のうえ間違いの無いようご記入ください

4. 必要なものを揃えて 子ども未来応援センターに提出

- 上記書類以外に下記の書類もご用意ください
- 不育症検査に要した費用の領収書(原本)
 - // 明細書(原本)
 - 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- ※富士見市に住所登録がある方は省略できます
夫婦が別世帯の場合で市外在住の方のみ必要です
その場合婚姻関係を証明することができないので、
住民票と合わせて戸籍謄本が必要になります
- 本人を確認できる書類(免許証、保険証等)
 - 申請者名義の振込口座が確認できるもの
 - 印鑑

申請期限があります

検査終了日から60日以内

お早めにご申請ください

5. 入金をご確認ください

申請から概ね1か月後に支給決定通知書を郵送で交付
交付後概ね2週間後に決定金額を指定口座に振込

